令和７年３月２６日

令和７年第２回
宮代町議会定例会議案書

〔議員議案〕

議案番号	件　　名	頁
議員議案第２号	宮代町議会ハラスメント根絶条例の一部を改正する条例について	1
議員議案第３号	宮代町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	5

写

議員議案第２号

宮代町議会ハラスメント根絶条例の一部を改正する条例について

地方自治法第１１２条の規定により、宮代町議会ハラスメント根絶条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和７年３月２６日提出

提出者　宮代町議会議員　合川泰治

賛成者　〃　花山妙子

賛成者　〃　泉伸一郎

賛成者　〃　川野武志

提　案　理　由

宮代町議会ハラスメント根絶条例第２条第２項の規定に指定管理施設に従事する職員が本条例の対象となっていないことが判明したことにより、当該規定に指定管理者を含む内容を含めるため、宮代町議会ハラスメント根絶条例の一部を改正したいので、この案を提出するものである。

宮代町議会ハラスメント根絶条例の一部を改正する条例

宮代町議会ハラスメント根絶条例（令和６年宮代町条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「町から事業委託を受けている団体の職員」を「公の施設の指定管理業務に従事する職員及び町の各機関と業務委託契約その他の契約を締結している事業等に従事する職員」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議員議案第２号関係資料

宮代町議会ハラスメント根絶条例　新旧対照表

（下線部分が改正部分）

改　正　案	現　行
（定義） 第２条　この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める行為を総称したものをいう。 （１）～（６）　（略） ２　この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第２項に規定する一般職に属する全ての職員並びに同条第３項第１号から第２号まで、第３号、第３号の２及び第５号に規定する特別職に属する職員（議員を除く。）又は公の施設の指定管理業務に従事する職員及び町の各機関と業務委託契約その他の契約を締結している事業等に従事する職員をいう。	（定義） 第２条　この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める行為を総称したものをいう。 （１）～（６）　（略） ２　この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第２項に規定する一般職に属する全ての職員並びに同条第３項第１号から第２号まで、第３号、第３号の２及び第５号に規定する特別職に属する職員（議員を除く。）又は町から事業委託を受けている団体の職員をいう。

写

議員議案第３号

宮代町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第１１２条の規定により、宮代町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和７年３月２６日提出

提出者　宮代町議会議員　川野武志

賛成者　〃　合川泰治

賛成者　〃　丸山妙子

賛成者　〃　泉伸一郎

提　案　理　由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が令和６年１２月６日に交付され、令和７年４月１日に施行されることが明確となったことに伴い、宮代町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正したいので、この案を提出するものである。

宮代町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正すめ条例

宮代町議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年宮代町条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８号において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議員議案第３号関係資料

宮代町議会の個人情報の保護に関する条例　新旧対照表

（下線部分が改正部分）

改　正　案	現　行
（定義） 第２条　この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 ２～９　（略） １０　この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。第１２条第５項において「番号利用法」という。）第２条第９項に規定する特定個人情報をいう。 １１～１３　（略） （利用及び提供の制限） 第１２条　議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 ２～４　（略） ５　保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで＿＿＿＿＿の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	（定義） 第２条　この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 ２～９　（略） １０　この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下＿＿＿＿＿＿「番号利用法」という。）第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。 １１～１３　（略） （利用及び提供の制限） 第１２条　議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 ２～４　（略） ５　保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで及び第２９条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第１２条第１項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第１２条第２項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第１２条第２項第１号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得

第１２条第１項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第１２条第２項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第１２条第２項第１号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得

改正案		
		ることが困難であるとき
第３８条第１項第１号	又は第１２条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき	第１２条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第２０条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第２９条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第２条第１０項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第３８条第１項第２号	第１２条第１項及び第２項	番号利用法第１９条

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第１７条　議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第３項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

（１）～（９）　（略）

現行		
		ることが困難であるとき
第３８条第１項第１号	又は第１２条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき	第１２条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第２０条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第２９条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第３８条第１項第２号	第１２条第１項及び第２項	番号利用法第１９条

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第１７条　議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

（１）～（９）　（略）

改　正　案	現　行
2　前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。	2　前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
（1）次に掲げる個人情報ファイル ア　議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は　これらに準ずる事項を記録するもの イ～キ　（略） （2）～（3）　（略） 3　（略） （開示請求権） 第１８条　何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、＿＿＿＿＿＿自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下＿＿＿＿＿＿「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下＿＿＿＿＿＿＿＿「開示請求」という。）をすることができる。 3　（略） （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第２７条　（略） 2　議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第２４条第１項の決定（以下＿＿＿＿＿＿「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 （1）及び（2）　（略） 3　（略） （訂正請求権） 第３１条　（略） （1）及び（2）　（略） 2　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下＿＿＿＿＿＿＿＿「訂正請求」という。）をすることがで	（1）次に掲げる個人情報ファイル ア　議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生＿＿＿＿に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの イ～キ　（略） （2）～（3）　（略） 3　（略） （開示請求権） 第１８条　何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第４８条において「開示請求」という。）をすることができる。 3　（略） （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第２７条　（略） 2　議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第２４条第１項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 （1）及び（2）　（略） 3　（略） （訂正請求権） 第３１条　（略） （1）及び（2）　（略） 2　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第４８条において「訂正請求」という。）をすることがで

改　正　案	現　行
きる。 ３及び４　（略）	きる。 ３及び４　（略）
（訂正請求の手続） 第３２条　（略） ２　（略） ３　議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （利用停止請求権） 第３８条　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 （１）及び（２）　（略） ２　代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。 ３及び４　（略） （利用停止請求の手続） 第３９条　（略） ２　（略） ３　議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （適用除外） 第４７条　保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第４節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。	（訂正請求の手続） 第３２条　（略） ２　（略） ３　議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （利用停止請求権） 第３８条　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 （１）及び（２）　（略） ２　代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第４８条において「利用停止請求」という。）をすることができる。 ３及び４　（略） （利用停止請求の手続） 第３９条　（略） ２　（略） ３　議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （適用除外） 第４７条　保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第４章（第４節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

改　　正　　案	現　　行
（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）	（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）
第４８条　議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	第４８条　議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定＿＿＿＿＿＿＿＿その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。